

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（定期異動特集号） 2025年10月6日 NO.752

定期異動の希望を提出する時期がやってきました 「本人希望」の実現を目指します

「人材育成」「能力開発」「資質の向上」を目指して、人事異動は行われます。事務職員にとっては、どこに勤務するか、どこで働くかは重大な勤務条件の1つです。最近、パワーハラスメント等のハラスメントを同僚や管理職から受けているため、異動を希望したいとの相談が多く寄せられています。また、通勤時間はもちろん、保育、育児、介護、本人の病気等の事情など、「特殊事情」を配慮してほしいとの要望も多いです。

【学校事務職員人事異動実施基準】

○異動基準

職員の異動基準は、次のとおりとする。

（１）現任校における異動年限は、以下のとおりとする。

ア 現任校に、引き続き3年以上勤務する職員は、異動の対象とする。ただし、監督職はこの限りではない。

イ 現任校に、引き続き6年以上勤務する職員は、異動するものとする。

（２）主任選考・課長代理合格者の昇任時異動

（３）地区間の異動 採用から10年 主任B選考合格者

○局間交流基準

（１）他局へ転出を希望するもの

（２）その他東京都教育委員会が特に交流が必要と認めた者

○再任用（都教委回答）

（１）定年前再任用職員は定年までが任期となり、異動基準が原則として適用される

（２）暫定再任用職員は、原則として、毎年度新たに任用しているという考え方。具体的配置は個別判断。配置に当たっては、各職場や職員本人の事情等を考慮。

一人で悩んだりしないでください

よかったら、東学に相談してみてください

6年過ぎても特例で現任校に残りたい人、逆に3年を待たずに異動したい人。事情があって異動したい場合、逆に事情があって異動したくない場合など、相談したいことがあれば、連絡をください。理由や本人のおかれた事情は、様々です。職場を異動することで、「問題解決」することも多いです。

東学は組合員の異動・交流希望の実現にむけて、取り組みを強化しています。本人希望と本人事情（通勤時間、育児、介護、病弱等の本人事情など）を尊重するように求めています。一人で悩んでいるのではなく、私たち東学に相談してみてください。

パワハラは、業務に関連して発生するケースが多いため、加害者が上司（校長・副校長）、被害者が部下（事務職員）という事例、上司である校長・副校長も気が付かずに行っている事例も多いようです。部下の事務職員には、上司に対して、パワハラを受けているとは言出しにくいことが多いです。慎重な取り扱いが必要です。

根本的な解決とはなりませんが、職場を変えて、人間関係を変えること、つまり「異動」することも「問題解決」の1つではないでしょうか。

東学に加入していただければ、何か、お手伝いできることもあるかと思います。

【担 当】松永哲次 電話 080-5420-6393

アドレス matunagatetuji@gmail.com

再任用制度（定年前・暫定）と会計年度任用職員に関する東学の質問と都教委の回答

小中学校事務では、再任用職員は、豊富な知識と経験を持ち、学校現場でも活躍しています。その役割が拡大しているにも関わらず、その役割に見合う給料などの待遇が、改善されていません。また、会計年度任用職員の配置も、学校の重要な戦力となっています。

質問1. 小中学校事務では、再任用職員は、退職前とほぼ同一の職務と職責を担っている実態がある。給料や一時金等の待遇も退職前の正規職員と同一とするべきと考えるが、どうか（同一労働同一賃金の原則からして現状は、問題がある）。

回 答. 人事員会勧告や都職員における他職種、民間事業従事者等との均衡にも配慮しながら、学校をめぐる諸情勢等を踏まえ職務内容や職責を適切に反映した給与制度を運用していく。

質問2. 再任用職員の知識と経験を「活用」するためには、退職前に従事していた職務分野であることが必要であると考え。退職前の正規事務職員の異動は、「異動基準」に基づいて実施されている。再任用職員の異動については「個別判断」というが、「本人希望」が慎重されるべきと考えるが、どうか。1年ごとに異動していたら、大変である。

回 答. 定年前再任用職員は定年までが任期となり、異動基準が原則として適用されますが、暫定再任用職員は、原則として、毎年度新たに任用しているという考え方であり、具体的配置は個別判断になります。なお、配置に当たっては、各職場や職員本人の事情等を考慮します。

質問3. 再任用職員は、退職前とほぼ同一の職務と職責をこなしている。短時間勤務の場合は、その職務分担もフルタイム職員と比較して、縮小せざるを得ないと思うが、どうか。職務は、5分の4でいいのではないか。

回 答. 再任用職員の具体的な職務分担は、本人の意向・能力・適性等や各職場の実態等を踏まえて所属長が定めるものと考えます。

質問4. 学校現場で重要な戦力となっている会計年度任用職員の待遇（報酬、手当、昇給、退職手当、休暇等）を常勤職員との均等待遇を図るべきと考えるが、どうか。

回 答. 会計年度任用職員の待遇については、社会情勢や他の職の待遇等を踏まえ総合的に判断しており、定期的に見直しを行っています。

質問5. 短時間勤務再任用（1名校配置）の場合は、会計年度任用職員（臨時職員）の雇用が可能であるとなっている。臨時的欠員や規模補正・要準要補正の欠員の場合に配置される会計年度任用職員の勤務条件（勤務日数、雇用期間、報酬支給額など）について、どうなっているのか説明されたい。「各区市町村の定めるところによる」とされているが、基準は都教委が定めているのではないか。

回 答. 臨時職員（会計年度任用職員）は各区市町村で任用しており、勤務条件は各区市町村の定めるところによります。